

## 公印規程

制定 平成22年 3月19日

改正 平成23年11月 9日

平成25年 6月20日

平成30年 3月 8日

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）の公印の名称、ひな形、保管、使用等について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び用途)

第2条 公印は、財団印及び職印の2種とし、財団印は、財団名をもって発する文書に、職印は、職名をもって発する文書に使用するものとする。

2 特定の課に専用する公印には、当該課の専用を明示する字句を刻示するものとする。

3 職印のうち、出納事務に専用にするものについては、当該用途の専用を明示する字句を刻示するものとする。

(公印の名称及びひな形)

第3条 公印の名称、書体、寸法等は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

(公印の保管)

第4条 公印は、公印を保管する課長（以下「保管責任者」という。）が責任を持って保管しなければならない。

(公印の調整)

第5条 公印の調整、改刻又は廃棄は、理事長の承認を受けなければならない。

(公印の使用手続き)

第6条 公印を使用するときは、決裁済の原義書を保管責任者に提示し、その承認を得なければならない。

(公印台帳)

第7条 保管責任者は、公印台帳を備えて、すべての公印を搭載しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱いについては、平塚市の公印取扱いの例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

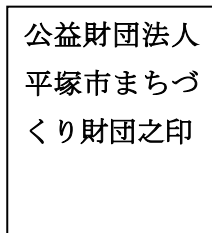
財団印

名称	ひな形	書体	寸法 ミリメートル	印材	個数	保管責任者
財団印	1	てん書	方 21	木印	1	総務施設課長
理事長印	2	てん書	径 21	木印	1	総務施設課長
課専用 理事長印	3	てん書	方 21	木印	2	当該各課事務専用
出納専用 理事長印	4	てん書	径 21	木印	3	総務施設課長 文化事業課長 スポーツ事業課長

別表第2（第3条関係）

ひな形

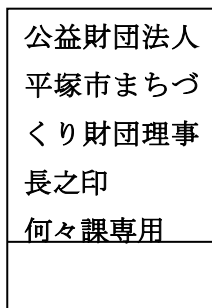
1



2



3



4

